

## 越路地域の宝磨き上げ事業実行委員会規約（案）

（目的）

第1条 この実行委員会（以下「委員会」という。）は、越路地域の宝（ホテル、もみじ園とその周辺）について、関係団体が参画、協調し、総合的な調査や計画の策定、事業の推進を行い、これからの10年間でより磨きをかけることにより、越路地域の振興に寄与することを目的とする。

（名称）

第2条 委員会は、越路地域の宝磨き上げ事業実行委員会と称する。

（所管事項）

第3条 委員会は、次の各号に掲げる事項を行う。

- (1) 地域の宝の調査、計画及び予算の策定に関する事項
- (2) 未来を担う子どもたちが参加できる事業やイベント等の実施に関する事項
- (3) 委員会で検討した内容について、越路地域委員会への諮問に関する事項
- (4) 前3号に定めるもののほか、事業の目的達成に必要な事項

（組織）

第4条 委員会は、10名以内で組織する。

2 委員は次の各号に掲げる者のうちから、支所長が委嘱する。

- (1) 越路ホテルの会 5名以内
- (2) 越路もみじの会 5名以内

3 越路支所地域振興課及び産業建設課の職員が事務局として参画する。

（任期）

第5条 委員の任期は、2年とし再任を妨げない。ただし、委員が欠けた場合の補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

（委員長、副委員長及び監事）

第6条 委員会に委員長、副委員長及び監事各1人を置く。

- 2 委員長は、委員の互選により定める。
- 3 委員長は委員会を総括し、委員会を代表する。
- 4 副委員長及び監事は、委員のうちから委員長が任命する。
- 5 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるときは、その職務を代理する。

(会議)

第7条 委員会は、必要に応じて委員長が招集し、会議のときは議長となる。

2 議案については、出席委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(部会)

第8条 委員会は、その所管事項の一部について計画の策定及び事業の実施を行うために部会を置くことができる。

2 部会の組織、運営その他必要な事項は、別に定める。

(庶務)

第9条 委員会の庶務は、越路支所地域振興課において処理する。

(経費)

第10条 委員会の運営に要する費用は、補助金その他の収入をもってこれに充てる。なお、委員会の会計年度は毎年4月1日から3月31日までとする。

(補則)

第11条 この規約に定めるもののほか、委員会の運営について必要な事項は別に定める。

附 則

この規約は、平成27年4月1日から施行する。